

天理教獨立史

六庵 森田五一編

木下眞進堂發行

259

97

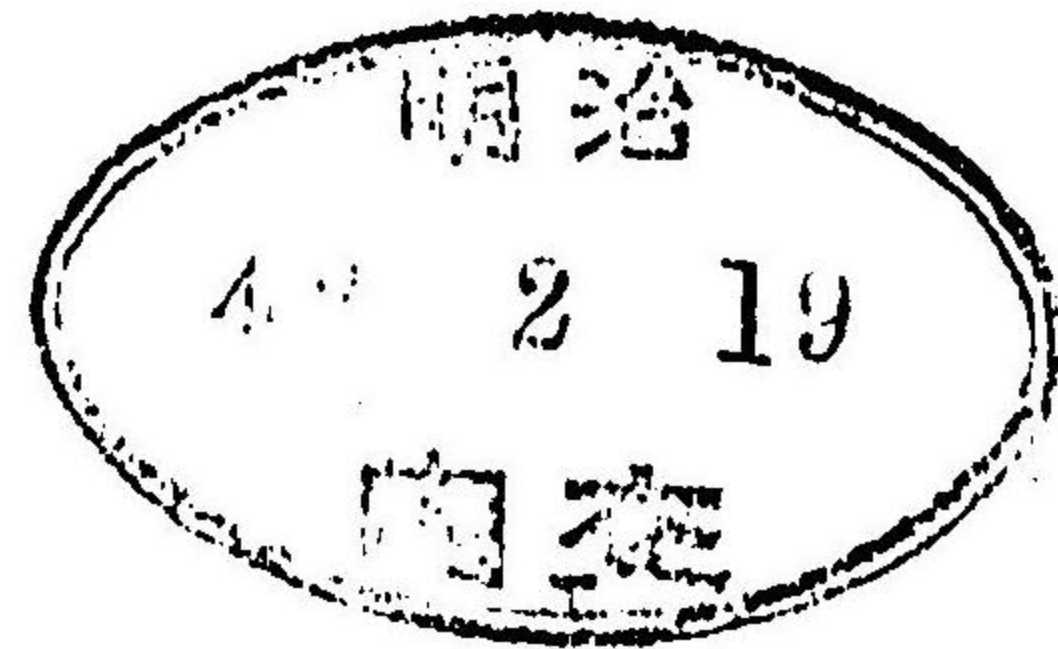
特45
976

天理教獨立史

目次

緒論

- 第一 天理教發倡の動起
- 第二 教祖の生誕
- 第三 教祖の少女時代
- 第四 教祖の家妻時代
- 第五 神人交通の動機
- 第六 教道弘布
- 第七 時世の壓迫



第八 教祖の逝去

第九 天理教獨立認可

第十 教義綱領の整成

附

天理教の元勳飯降大教正の傳記

天理教獨立史

森田吾一編

緒論

古語に曰く、事の成るは成る時に成るに非ずして其成らざる時に成る也と、蓋し味ふべき言なりし。

今や信徒四百萬余を率ひ、純然たる日本帝國の正宗として、神道本局の隸屬を離脱し、分派獨立するに到れる天理教や、決して今日に於て此の盛運を成せるに非ず、深く天理教の眞諦を叩けば、即ち其の成るの日成りしに非ずして歲月已に五十年の昔、教祖中山美岐子に仍つて發

倡されしなり、今や教祖逝して二十有餘年、社會の風潮漸く萎靡し、俗習益々墮落せるの時、一時は惡魔外道視されて、爲政者の壓迫に苦しめられたる天理教の、世道人心に裨益する處あるを覺明し、其の獨立布教すべきことを公解されるに到る、亦た必らずしも偶然の結果と云ふべからず、茲に天理教獨立史を編するは、唯に同教の成效を表彰するの意に非ずして、亦以て教祖中山美岐子の熱烈奮進に鑑み、世人の爲めに資せしむる處あら

むとする著者の婆心に外ならざる也。

○第一 天理教發倡の動機

夫れ教法なる者は宇内萬國政事の善惡を問はず、人民の賢愚を論せず須臾も無かるべからず將た須臾も奉せざるべからざる要事にして、苟も人寄りて伍を爲せる限り、古往に溯り今來に垂れて缺くべからざるの大道たり、是れが故に先聖の士は蚤夜寢食を忘れ、幾多の艱苦を重ねて躬ら開拓の難に膺り、雪山に臥し苦楚を嘗めて大道に出るの捷徑を究むるや久し、然れ共衆庶各々我見あると恰かも顔貌の異なるが如く、歐人の尊崇する處亞人

之を輕蔑し、亞人の敬信する處歐人之を侮慢す、之れを細説すれば印度の上古に在りて婆羅門の徒は釋氏を非とし、釋氏の徒は婆羅門を外道と唱へ、耶蘇を信する者回々教を惡み、回々の徒は耶蘇を忌む、一曲一直一是一非其歸する處を知らざるが如し、而して宇内古今の宗教を擧ぐれば枚を重ねるも及ばず、今其の最も顯著なるものを數ふるに、一に婆羅門、二に釋氏、三に猶太、四に耶蘇、五に希臘、六に回々の種別ありて耶蘇の如き更に岐れて數派を生ぜり、斯の如く提倡各々異なるが如く、歸する處は勸善懲惡の

外に出ずして、即ち幽冥法律を以て人心の嚮向を律し、傍ら社會の進化に伴ふ先導たりき、是れ故に我國渡來後の釋教の如きは、社會の進運に應じて分派發達し甚しきに至りては、同じく釋氏の流れを汲む佛教徒にして相凌轢し、其の教徒は氷炭相容れざるものあるに到る、而して其の教義發倡の前後を見るに、婆羅門宇内に卒先し釋氏之れに亞ぐ、蓋し婆羅門は今を去る三千二百餘年前に起り、釋氏の發倡に仍りて漸く屏息するに至る、次で起れるは耶蘇にして現時稱して世界の宗教と謂ひ、回々は其の後に信教

の徒未だ宇内に普ねからず、更に翻つて以上各教の本義を叩くに婆羅門、釋氏は爲政者を置かず、則ち無政府を以て主義とし總ての刑罰を廢せんと欲す、是に由りて其弊害や羸弱に陥り終に國土人民を失ふに至る、耶蘇回々も亦之れに等しく殊に其の以弊は法主を以て無限の至尊と爲し、之に委ぬるに生殺興奪の權を以てす、而して西歐の各國帝王は多く耶蘇教の冊封を受けつゝありて、一國の政事も時に信教の爲め興廢さるとあるのみならず法主自ら兵戈に携はり、國土人民を侵掠せるの實例少しとせず、近世人文の

發達と共に彼等耶蘇教國も漸く法主の版
 厝に飽き、政教二分して其の分限を定め
 るも、而かも尙は動もすれば教義の爲め
 に擾亂し甚しきに到りては一國の帝王
 を弑逆するにあり、獨り儒教の如き政教
 一致を本義とし、其の弊害の見るなしと
 雖も而かも天命を以て萬物を歸一にすれ
 ば英雄一たい志を得るや天命を奉せり
 と謂ひ、賢者民心を收むるや天命を得た
 りと謂ふ、是を以て堯舜禹の禪讓たる均
 しく天に受するが如し、湯王曰、夏氏
 有罪、予畏上帝、不敢不正。又曰、
 爾尙輔予一人、致天之罰。武王曰、

今商王受、弗敬上天。又曰、皇天震怒、
 命我文考、肅將天成。又曰、天用勳、絕
 其命、今予惟恭行天之罰。と蓋し儒教
 の弊や個々奸惡僥倖を得て、顯要權地を
 占れば則ち口實を天命に藉り、民を收攬
 するの具となす、彼の春秋の戰國、南北
 五季の如き主として此の弊に由らざるは
 莫し、奸慝教道の社會人心に及ぼす亦大
 なりと云ふべし。

開國二千五百余年我日本には罕乎として
 助かすべからざる天授の神道ありて、古
 來政教一致の美德を保有せるも、文物の
 開發に伴ひ幾多の教義輸入し、人智の啓

發と國運の進暢に致したる効蹟少しとせ
 す、而も、益に伴ふ害亦尠ならず、佛
 教徒の如き分れて八宗となり互に自張し
 て却つて人心を眩惑せしめ時には宗徒劍
 戈を以て護法の道を盡せりとなすに到
 る、徳川氏の政權を握るや、佛教を以て
 國家の宗教と定め、漸く彼の徒を馴致し
 て爲政の上に利用し、僧侶をして戶籍監
 理の任に當らしめたり、蓋し是れ徳川氏
 の權謀に因るべしと雖、飽食暖衣に赴け
 る佛徒は開祖當年の堪忍力行を忘れ徒ら
 に戸門を壯大にして宗教は人間後世の安
 樂を説くにありと爲し、社會人心の指導

たるべき宗教家の本務を失却せり、然し
 て治平三百年、徳川氏の政道漸く弛廢し
 、風教の紊亂將に極に達せんとする時に
 中り、天惠降すに一偉材を以てす、名づ
 けて中山美岐子と云ふ、美岐子生れて野
 に長し、敢て深く學べるにあらず、讎素
 より宇内に通せるに非ざりしも、天稟の
 才幹風俗に超脱し四十の年神人交通の玄
 妙を發倡し、傳へて天理教と稱しき、是
 れ現代四百餘萬の信徒を有し、其の教義
 は日本全土に普及せる最も新らしき一宗
 教にして、天理教の今日に至れる徑路は
 、教祖中山美岐子の經歷を索ねて自から

盡せるに依り、茲に筆を轉じて教祖の事蹟を詳述せむ。

○第二 教祖の生誕

時は封建の末年、徳川家齊政權を握り、武門の専恣其の極に達し、畏くも一天萬乘の大君は空位を擁し玉ひて、九重雲深く民の歸向に軫念あらせ玉ふ、されば風教漸く地に墜ち、天亦怒つて連年の凶飢を示すに至るも、一たび墮落したる世俗の風習は滔々として濁流の奔逸せる勢を以て向下し、暴吏上に立ちて収斂に鑿くを知らず、民勤儉の美德を忘却して浮華淫逸に耽り、金穀無缺の大日本帝國も將

に亡國の危きを見んとす、此の時此の際、皇基發祥の地たる大和國山邊郡三味田村に呱呱の聲を揚げたる女丈夫あり、名づけて美岐子と云ふ、是れ後に至り同郡三島村、世俗庄屋敷と稱せる地奮家中山善兵衛に嫁し、偉名を蓋世に傳へる天理教の教祖にして、實に寛政十年四月十八日に在りき。

教祖美岐子の父は、前川正信と云ひ、通名を半七と稱す、母は正信の正妻次子と呼び同邑長尾氏より來る、前川家の遠祖は藤原氏に出で、當時伊勢國津の藩主藤堂和泉守の無足人格に列し、苗字帶刀を

許され、郷士として、豪農として、而かも温厚篤實の君子として一郷に重んぜられ其の名近郷に聞へり、併のみならず生母次子は郷閭稀に見る賢婦にして、村民等しく敬慕して措かず、此の父母にして偉才ある美岐子を出す亦た偶然にあらずる也、然して教祖美岐子には同胞五人の兄弟ありて、長を空壽計、二男を伴三郎、二女を桑子、三女を菊子と云ひ、美岐子は實に其の最長女に生れたるなりき。

○第三 教祖の少女時代

梅檀は双葉より香ばしく、蛇は寸にして氣を呑むの譬へ、教祖美岐子生れなから

にして英敏、其の四五歳に達するや、他の朋輩兒に伍して遊戯を爲すにも、一頭地を挺んで、鴈や鷄群の一鶴、頑是なき他の兒童も美岐子に接しては常に尊敬の念を拂ひ敢て輕侮を爲さず、六七歳の頃よりは自から糸を紡ぎ、裁縫に趣味を有し、未だ師に就かずして大巾木綿を衣服に仕立上げ大人も至難とする縞物を機に掛けて織り上るなど、其の手藝の精妙なる見る者舌を巻かざるはなし。

上智教ゆべからず、下愚遷す能はず、教祖美岐子の幼少時代は、文物尙は今日の如く開けずして、兒童の教育は微かに村

夫子に仍つて啓導され、殊に當時の女子には學問を教ゆる必要なしといふ世俗の風習なりしも、天稟の聰慧穎悟は一を聞て十を覺る性得なるが上に、温恭君子の風ある父正信と、飄然たる春の如き母子の美德に化せられ、益々珠璣の光りを添へて美岐子十歳の頃には母衣子の信仰に因つて讀誦する佛經和讃の類を暗誦し、更に進んで念佛行者に身を投じ、因果應報の法理に心を潜めたり、是れ教祖美岐子の始めて宗教に身を鑿せる動機にして、由來惟一神道を以て立つべき天理教に善因善果、惡因惡果の立理を鼓吹せる

所以なり、而して美岐子の佛教に皈心するや、會々當時社會人心の輕躁浮薄なるを見て、坐ろに現世を果敢み、如し身を佛門に投じ、剃髮染衣の尼法師となり、三衣一鉢樹下石上、生涯を雲水に任せんと決意し、幾度か父に請ひ母に絶りて出離頓世の許を求めたるも、父母は最愛の美岐子をして、佛弟子に入らしむるを肯せず、固く誠めて人生の本分を全ふすべく説服し、窃かに人を頼みて婚家を求め、同郡三島村の富豪中山善兵衛に良縁あり、美岐子に嫁すべく懇願して措かず、茲に於て教祖も亦飄然として悟る所あり、

文政七年九月十五日、滿苑の菊花濼あり、淡あり、清香馥郁として鼻を撲ち、秀麗愛すべきの吉日を卜し、儀表整々五荷の荷物を携へ人生の大禮を擧げたり、時に美岐子の芳紀は、花の蕾僅かに開ける十四歳の時なりき

○第四 教祖の家妻時代

教祖美岐子の婚嫁せし中山家は三島村に聞へたる舊家にして、其の良人善兵衛と云へるは朴訥清廉の人なれば、美岐子の性質と相適ひ、琴瑟の交接深く、鶼鶼の契り濃かに、中山家は四時春風堂に滿つる趣あり、殊に教祖の實家前川家は郷里

にても門地高く、財豊なれば多くの召し使ひありて、美岐子の未だ嫁せざる時代は、彼等多くの下婢下男に冊かれ、父母の鐘愛並ならず荒き風にも當させじと育てられし身なるに、人の妻となりたる美岐子は中山家の家風を堅く守りて、身躬ら耕耘に従事し、櫛風沐雨、晨に星を戴き夕に月を踏んで下男と共に野に働き、下婢と共に機織に勵しみ、飲食は口に適し腹に充つるを以て足れりとし、衣服は寒暑を凌ぎ、敢て縵縵垢衣にあらざれば可しと爲し、勤儉力行誠に郷閭の師表たり、されば見聞の人々は美岐子の精勵に

驚嘆する計り、良人たる善兵衛すら其の奮勉には心弱かに忤怩たる有様なりしが、文化十三年教祖年十九になりし時、實家在留以來の信仰なりし、中山村の浄土宗念佛寺に於て五重相傳の戒法を受けぬ、歳月は白駒の歩むに等しく、文政四年夏七月廿四日、教祖年二十四にして、始めて一男を産む、名付けて善右衛門と云ひ、後ち秀司と稱せり、越へて教祖三十の秋、即ち文政十年九月九日次女安子を擧ぐ、天眞至孝貞淑なる教祖美岐子、今や人の親となり子に對して慈愛の心切ならざるを得ず、併かも教祖の慈愛に深きは

唯に我兒に於て見るのみならず、其間自他の區別あらざりき、就中近隣の誼を以て養育したる足達某の一子、偶々疱瘡を病みて瀕死の境に在るを、身を以て其の死に代はるべく、神佛に祈願を籠め遂に一命を救ふたる如きは、到底常人の夢想すべからざる事蹟たり、茲に當時の實状を遺さんが爲め、故老實話の儘を記す、蓋し編者慢りに筆を飾るは、誤謬を後世に傳へんことを慮るればなり、頃は文政十一年の春、中山家の隣家に姓を足達と云ふ大庄屋ありて、照之亟(後源四郎と改名せり)と名附けたる男子生れぬ、然

るに生母なるは産後の肥立はかくしからず、子を哺くむべき乳出ず、生れし子は日々に衰弱して、秋の枯野の虫の音に等しく、朝より夕邊に細りゆくを、教祖の美岐子傳へ聞き、去年安子といふを擧けたる我身も嬰子を抱へ居ながら、慈愛の念禁じ難く、自から望んで照之亟を我家に引取り、乳を與へて育て玉ふ、然るに其の年四月の頃より、照之亟は悪性なる疱瘡に罹り、病勢日に募り藥石の効更らに見へず、今は生命と旦夕に迫れる場合となりぬ、是れより先き足達家には五人の子ありしが、怎麼なる惡因縁にてか

、孰れも皆疱瘡の爲めに早世して、照之亟一人を遺せるのみなれば、両親の悲嘆云はん方なく、寢食を忘れて、終日終晝看護に怠りなく、道の遠近を問はず名醫と聞けば直ちに驅附けて診療を請ひ、名薬と聞けば費を厭はず、難を求めて施したれど、病魔は益々猖獗を逞しくするのみ、今や者婆扁鵲ありとも救ふべからざるに至り、両親は只た涙に暮るばかりなるに、滿心愛の凝結なる教祖美岐子如何でか坐視さるべき、殊には自分の乳を與へ哺みたる照之亟の事なれば、奮然として彼れ一命を助くべく意を決し、我兒安子

の手許に在りては専念の妨げなりと、他家に預け、良夫善兵衛にも秘して、夜更け人静かなる時に乗じ單身竊かに家を出で、石上神宮に既足詣を爲すこと百日、其外奈良の二月堂觀音薩陀、稗田の大師、武藏野の不動明王等に各三年三月既足詣りの祈願を掛け、風雨雷電の烈しき夜半も解ることなく歩を運び、果は照之亟の一命に代はるべく、自らの一命を神佛に捧げ、熱誠を籠めて祈念を凝らし玉ひしかば、神佛も其の至誠に感應ましましけむ、さしも重患なりし照之亟の病症も、薄紙を剝ぐ如く漸次に快愈し、以前に

勝る強健の身となり、七十二歳の高齡を保ちて芽出度黄泉の客と成る、然るに奇怪なるは此の照之亟にて、後教祖の神靈感應を發倡されしを見て、發狂者と呼び、狐憑と罵詈して止ざりしが、宏量海の如き教祖は毫も照之亟の惡徳を咎めず、却て照之亟の死期に際し彼を吊ひ既に息切れたる死骸に自から被たる肌着を掩ひ給ひしかば、不思議にも死したる照之亟は一瞬餘り息を返して、初めて忘恩非禮の罪を悔ひ詫びたり、教祖の慈愛に深かりしは、曾に前迹故老の實話のみに止まらず、萬人に接して親疎なく歡樂は衆人

と俱にし、勞苦は自から先んで、人の危急に望めば挺身之を救護す、其の仁愛に富める事枚を重ねるも盡すべからず、一日夜盜の倉庫に忍び入るありて積み置ける綿を盗み出さんとし、偶々奴僕の爲めに捕へられ散々呵責の揚句、將に官に訴へんとす、教祖之れを聞き靜かに奴僕を制して云ふ、盜人の入りたるは我に油斷ありしが爲めなり、要心堅固なれば争で盜人の窺ふを得んや、罪は盜人渠にあらずして我にあり、苟にも人を打ち苦しむべからずと、家人を誡めて其の捕へたる者を引見するに、意外にも同村の知巳な

るに、道の教祖も打驚き自から立ちて縛せる細を解き諭して曰、惡ろに人貧困になれば惡魔乗じて罪惡の群に引入る、而して貧困は懶惰より來る向後須からく勤勉して、誘へる惡魔の手を排ひ除けよ、若し又事に勤勉するも得る所生活の費を支ゆる能はざる時は、來つて我に告げよ、我は喜んで御身を助けむと、白米一斗を袋に入れて與へ放ちければ、渠は嗚咽して謝すべき言葉も出ず、幾回か叩頭平身して門を辭せり、盜人に施米、是れ教祖美岐子の性格を知る一美談にして、其の他窮民に物品を惠與し饑活の難を

救ひたる事敷知れず、或る年の秋の暮、中山家の門に立ちて憐れを乞ひし女あり、身には垢附きたる單衣一枚を被て背に嬰兒を負ひつゝ、寒さと飢とに氣息奄々たるを、教祖見るより家に呼び込み乞食女の我身姿に耻ぢ恐れ容易に入らざるを強て臺所に腰を据へさし、茶を湧し食を脩め、垢に埋れたる背の子を無理から抱き取り、我乳を哺まして與へらる、其の舉措衷心より自他の差別なければ、何んぞ風体に醜厭の念あらん、更らに立つて綿入二着を取り出し一着は母一着は子に尙ほ巻蒲團と小兒の着換迄與へ、將來の

方向に就き懇々諭す所ありて出立しめぬ、此れを見たる家人は餘りに慈愛深き披ひに漕然たりしも至理なり
 教祖の博愛至仁なりしは之れに仍つて想像するを得べし、而かも尙ほ後昆に傳へて女子の龜鑑とすべき一事あり、开は教祖の良人善兵衛は清廉朴訥の人なりしも俗人の悲しさ、何日か我家に召使へるかのと稱する下婢に手を掛け、人目を忍びて逢瀬の關を越ゆるを無上の嫉となせり、されば聰明なる教祖美岐子の何條覺らざることあらむ、良人として其の妻に隠すことあるは、家門の不吉、妻の耻辱なり

りと、一時は其の非を良人に遡へんかと思立ちしも、熱々思量せば自分の愛なるものは、萬衆に對して遍派なること能わず、従つて人間肉体の愛は美岐子の許より齒牙に止めざる所とて、良人善兵衛の意志満足せしめ得ざるも無理ならぬを想ひ、其の後は下婢のかのを妹の如く愛撫し、一面良人善兵衛を益々尊重に扱ひ、時にはかのを伴とせしめ旅行に良人の氣鬱を散せしむるなど、美岐子自身は只管一家の平和と、博愛慈善を施すを以て無上の樂みとなしむたり、然るに下婢のかのなる者飽迄下劣の品性に生れしか、

恩徳山より高く海より深き美岐子を亡き者にして、己れ其の位地に代らんとの非望を抱き、恐しくも内心切かに刃を磨きゐたるが、一日食膳を美岐子に脩むるに際し汁椀の中に毒を盛りて捧げたり、それとも知らず二椀迄喫し了りたる美岐子は、間もなく酷しき腹痛を起し一時は悶絶せしも天は奸惡に與せず倒れし美岐子は蘇生し數日にして本復するに至り、かのの所業の尋常ならぬを覺りたるも、宏量海の如き教祖は寧ろ彼の小慾を憐れみ、一言の咎めもせず却つて益々寵愛の度を加へたれば、有繋に惡魔外道ならぬ匹

○第五 神人交通の動機

婦のかのは、教祖の高徳に感じて翻然として前非を悔ひ、遂に中山家に居堪らず暇を乞ひて實家に歸りしが、期年ならずして病歿せり、噫偉なる哉教祖美岐子、如何に天禀の特性ありと雖、庶人と異る所なき女性に生れ、良人の我愛を奪ひ加之も一命をも奪はんとせしかのを庇護するの厚さ、所謂愛の化身にあらざれば慈悲の權化か、女子の通有性たる妬心の如きは美岐子に於て求むるも得べからず、彼は人性女子と生れしも、女子の心性を有せざるか、否な彼は生を人世に享けたるも、人生を超越せる偉傑と云ふべき也

古來聖人達士が天地自然の眞理を悟れる動機を尋ぬるに、殆んど荒唐無稽に類するも、是れ常人の付度すべからざる玄妙にして、雲を出でたる月を見て、眞如十相の法を釋き、水に宿す月影に劍法の蘊奥を覺れるも、皆是れ人心と宇宙の眞理と迎合せる結果に外ならず。

天理教祖中山美岐子が始めて天地玄妙の眞理に逢着せし、所謂神懸なるもの、亦以て常人の識を以ては解すべからざる奇蹟なるも、熟々其の動機を尋ねれば、凡俗と雖も首肯せしむるものあり、今當時

を請待して疼痛平癒の祈念を爲す、市兵術は中山家の奥座敷の正面に新らしき薦を敷きて、神機を勸請し、典内村のそよと云ふ老婆の至て律義なるを加持代に立てて之に御幣を持せ、全力を籠て祈念を凝らせしに、不思議や其効験立所に現れて、秀司の疼痛は夢の如くに忘れけり、然るに四十日計り経て又もや足痛起りける、依て以前の如くに市兵術とるよを招きて加持せしに復直に平癒せり、而して復一月餘りを経ると足痛復起り、起れば加持を成し加持を成せば直に癒へ、斯する事殆

の事實を會心し易からしむべく、殊更ら美岐子に親炙せる者の筆に成れる儘を抄録せんとす、

時は天保八年十月廿八日、中山美岐子四十歳に及びける時、十七歳になれる長男の秀司畑に麥蒔に行れしに、如何にせしか、左の足に疼痛を覺へ、激痛堪へ難きに依り、駕に乗せて伴れ歸り父母両親は相續人の事なれば、殊更心を惱し醫師よ薬よと種々に治療を施せど、更に何の効験も見へざれば、其頃長瀧村の修験の市兵術とて學徳兼ね備り、其名近郷に高かければ、直に之れ

一八

と七八回に及ぶぞ不審なれ、明けて天保九年、美岐子四十一歳の春より何となく身體に異状を來し、只管世の中が嫌になり人と談話などをすることも成べく避らるゝ様なりしが去とて是と云ふ病氣にもあらねば、醫師にも掛らず其儘に打過ぎ其年も早や十月廿三日となり、秀司の足痛勃然として起り、非常に激しかりければ、直に例の市兵衛に使用を立て、彼是する中に夜の十時頃となり、俄然良人の善兵衛主は眼の痛を感じ、美岐子は亦腰に痛みを覺へ、大に一家騒擾して居りし所、市兵衛も出來

り、其夜は亥子にて親族の乾と云ふ者も來合せたれど、其夜に限り加持代のうよは如何にしけん障ありとて出來らず、誰れにせん彼れ善かれと云い合へる程に、市兵衛の申しけるは、若旦那秀司殿の足痛は此迄例のある事なれど、大旦那奥様迄一家三人も揃ふて痛み憊むとは實に奇怪なり、之れは恐らく神様の祟たるを免れず、そよの來らざるこそ是非なけれ、奥様あなた加持代に御立ち遊ばせ、去れば吾等身命を賭けて祈念を凝らさんと云ひければ、美岐子も止を得ず承諾し、先づ水を被り

白衣をまとひ、御幣を持って例の如く神の座として廣間に設けたる薦の上に立てば、市兵衛は美岐子と對座して、善兵衛、秀司を左右に座せしめ、來合せたる親族の人々も其座に列り畏まれば、市兵衛は日頃の祈念にも彌増して丹精を凝せるゝもつから、流汗淋漓として瀧の如く、人々夢現になつて容子を見てゐる内に、一陣の風颯と吹き來ると思ふまゝ、不思議や美岐子の身に異状を來し、見る間に色變り身震ひ、手に持つ御幣は左右齊しく逆さまに立上る、列び居る者は孰れも身の毛も豎つ

ばかり、此時美岐子は赫と両眼を開き、恰も龍虎の風雲を叱咤する如き猛勢を示して、言語莊重極めて嚴肅に宣く、我は天の將軍なり、此地初屋敷と云は世界創造の源なればなり、今や時節到來せるを以て殘らず世界の人類を助けん爲に天降り、因つて此屋敷を始め親子諸共に貰ひ受たしと良人善兵衛を睨み附らる、人々は奇異の威に打れ驚き怪しむ事限りなし、中にも善兵衛は身に降り掛る大難事なれば氣味悪くも、覺悟を極め、加持代の美岐子に申されるは、家屋田畑は先祖より譲ら

れしもの故、自分一人の考を以て返答
 出来ず、又小兒は天より授る所妻には
 本年二歳になる乳飲兒ありて、一家の
 整理も容易ならねば、神命恐れ多しと
 雖も、平に御容赦を願ひ奉ると、理非
 を別けて拒絶したれど加持代の美岐子
 は、儼然として毫も聞入れず、猶前言
 を繰返し其の勢ひ益々荒く親戚の人々
 も善兵衛に言葉を添へて神の告げを辭
 みたれば、美岐子は持てる御幣を愈よ
 振翳して三日三夜の間米一粒水一滴も
 口にせず又一睡もせず泰然自若とし
 て飽迄嚴命を傳へ給ふにより、善兵衛

も遂に屈服し廿六日の朝五ツ時に至り
 斷然思ひ切つて、然らば神命に隨ひ我
 財産と妻子を奉り申さんと答へられ
 しかば加持代の美岐子はさも満足なる
 意を面に現はし莞爾として纏がて靜か
 に人の正氣に復されたり、其夜美岐子
 は前日より疲勞に前後も知らず熟睡
 せる九つ時寢室の天井凄じき音せしと
 思ひしに美岐子は俄然として眼を醒し
 、我は神なり、世界人類を助けん爲め
 、暫し汝の身に宿るべしと、微妙の聲
 を漏さるゝと八回、其後は前日の美岐
 子と大ひに越え異りて、是れを神加々

里の神の人と見る者聞く者畏敬せざる
 はなかりしなり。

教祖美岐子の神人交通動機は、如上の記
 録を見て略ぼ推究するを得べし、編者は
 其の神秘的にして而かも事理の紊れざる
 に感得し敢て是れ以上叙ぶるの要を認め
 ざる也

○第六 教道の弘布

教祖美岐子、既に神懸の奇瑞を示してよ
 り自から之れ神の子なりと確信しなま
 だに天稟の慈悲心は、益々發揮して苟く
 も貧に泣く者ありと聞かば、家業を放擲
 して其の救助に越え、恰かも慈善救助を

以て自己の天職と爲せり、されば美岐子
 が中山家に嫁せる時持参したる五荷の荷
 物は、何日しか此等貧者の爲めに分配せ
 られ、今は神懸の神託に答へたる善兵衛
 の誓言に依り、中山家の財産にも手を着
 けんさず、當時教祖の唱へ出せる教へ歌
 は、偶々以て其の心意の實現して餘りあ
 り、其歌に曰く

教祖の慈悲は彌増して 倉庫の扉は明
 放ち 貧者の門に集ひ来る 病者は門
 に集ひ来る 凍へる者には衣服あり
 餓たる者は食に飽く 盲者は杖を忘れ
 行き 跛者は車を捨て行く 家財は人

に施して 一家は饑餓に襲る、
 而して教道の弘布は尤も卑近なる俗論の
 類に籍られたれば、中流に位ひする者は
 一顧するものなく、果は教祖を目して一
 種の發狂者と稱するに至る、されど教祖
 は世人の誹詆を意ともせず、神の道を擴
 むるの外他事を顧る暇なかりしかば、
 如何に財豊かなりし中山家も、限りある
 財産を以て限りなき貧者の救助に續くべ
 くもあらず、家産漸く傾きて田畑山林迄
 賣却せざるべからざる境遇に墜ちぬ、是
 に於て良人たる善兵衛始め親戚の者等も
 一家の浮沈に代へ難しと、種々なる手段

を盡しては教祖の御心を促せども、儼然
 として神の御心背くべからずと宣り、或
 は一家親戚相會し、教祖を物の怪の憑た
 る者と判断して、讀經念佛に責さいなみ
 、果は白刃を抜て強迫するに至るも、教
 祖は從容として座を頽さず、天理神道の
 絶大無邊なる所以を説き却つて會衆を諭
 すとあり、然れど世人は尙は教祖の本心
 を曉る能はず、益々美岐子を讒誣し親族
 も殆んど持餘して、遂には中山家に絶交
 の申込みを爲すもありて善兵衛の苦心一
 方ならず、若し猶は美岐子の爲すが儘に
 過さんには、一家は斷絶、妻子眷族も路

途に迷ふに至るべしと、煩悶に毛を撈り
 しが決然として意を定め、一夜四顧寂寥
 人靜まれるを窺ひ窺かに家重代の太刃を
 取り出し、美岐子の枕頭に佇ちて白刃を
 抜き翳しつゝ、呼び覺して曰ふ、縁有つて
 夫婦の契り籠めたる者を手に懸けると情
 に於て忍び難きも、中山家には代へ難し
 若し世人の云ふ如く狐狸憑物の業ならば
 如何なる祭祀も營むべければ、速かに退
 散して呉れよと、血走る眼の底に涙を湛
 へ、美岐子の返答次第に依つては、アワ
 ヤ紫電空に鳴らんとするを、教祖美岐子
 徐ろに起上り、端然として稍寸時良人善

兵衛の有様を眺めたりしが、果はハチ
 くと涙を流して曰ふ、世人の輕誣親戚
 の不信も無理ならず、現在の良人すら尙
 は我身が神の道に盡す誠心を覺り玉はず
 、狐狸の業か發狂者と思はれしこそ是非
 なけれ、されど今萬一良人の刃に觸れて
 は我身は兎も角、中山家に罪科の者を出
 すこととなり、祖先に對して申譯なしと、
 諄々として良人の短慮を諭す、其の詞の
 明晰なる決して發狂者、狐狸などの能く
 する所にあらず、善兵衛も其の熱誠にし
 て胃すべからざる美岐子の態度に敬服し
 、半ば神憑てふ疑ひの雲を晴らすと同時

抜き持ちたる太刀を鞘に納めたるが、其
 後益々世評高く、中山家は狐の棲家なり
 、イヤ氣狂婆さんの暴れ屋敷などと罵詈
 讕謔を言ひ觸らすのみならず、家計は日
 を追ひて衰頹に赴くより、元來温順正
 直なる善兵衛は、胸中の苦悶遣る方なく
 、憂愁の色眉宇に湛へ、日となく夜とな
 く吐息を漏すばかり、智に恰なる美岐子
 之れを見、之れを察しては、如何に神の
 道を弘通するの大任務ありと雖も、原是
 れ性を人生に享け、而かも情に脆き女性
 の身として、焉ぞ斷腸の想ひなからむ、
 陰にては良人を伏拜み、世の爲め人の爲

めに人の妻たる任務を盡す能はざる罪を
 詫るたるが、切情激しては禁むるに由な
 く、道の教祖も寧ろ身を殺して此の苦痛
 を脱がれんものと深更家を忍出で程近き
 村の溜池に投身すべく駆付けしこと、二
 三度にあらざりしも不思議に其の都度足
 引攀、身体自由ならずして目的を達せず
 、其後晝間は成べく良人の憂苦を殺がん
 ものと、村の娘子等を集めて裁縫の指南
 をなし、夜は静かに當時の社會風潮に慨
 し、神の教への弘布に心勞せるが、痛ま
 しきは善兵衛にて、教祖の本旨未だ世人
 に普ねからざる嘉永六年の二月廿二日、

中山家の前途を憂ひつゝ、溢然として此の
 世を去れり、善兵衛時に年六十六、教祖
 美岐子は五十六の年なりき
 嗚呼、教祖が一代の歴史は慘怛悲風の辞
 に富むと雖も、教道の主張尙ほ未だ俚耳
 に入らず、二世の苦樂を偕とする良人の
 苦悶も釋くに由なく、製世連綿たる家系
 を按じつゝ、瞑目したる善兵衛の枕頭に侍
 せる時の苦衷ほど、蓋し慘たるものはな
 かるべし、然れ共翻へつて考れば、古來
 天の偉傑に大事を成さしむるや、必らず
 先づ非常の艱難を與ふるを常とす、教祖
 美岐子、巾幗の身を以て男子も忍ぶ能は

ざる艱苦に堪へ、夫婦子孫の絆たる恩愛
 の情緒は天下萬衆に頌ちて其の博さを樂
 みとす、夫の良人善兵衛に至らざりし如
 きは、所謂大義親を滅するの格言にあら
 ざるなきを知らんや、一生を神に捧げ、
 夫婦の愛情も、子孫の榮達も眼中になき
 教祖美岐子は、良人善兵衛歿してより、
 更に大ひに心氣發揚し、愈よ益々天理の
 大道を鼓吹して、一面には博愛慈善の仁
 を施し、飢たる者には食を與へ、凍へる
 者に衣服を給し、貧者の歡びを見て我樂
 みとせるより、歴世三島村の豪家として
 、近郷に聞へたる中山家も、軒傾き屋根

落ちて、且に什寶人手に渡せば、夕に家財を賣拂ふ始末、果は破屋に月射して、目に一物の遮るものなく、荒涼離々たる一家の内には、教祖を始め長男の秀司、まさ子はる子、こかん子の兒女等、只一重の衣を着けて、食は翌日の貯へなき境遇に陥たりき、されど教祖は自からの窮苦を知らざるもの、如く、只貧者に恵むこの能はざるを悲しみ、月光に糸を紡ぎ、星光に裁縫の賃仕事をして、一家は麥飯に粟の粥を啜りつゝも餘す資財は恵んで惜まず、長男の秀司も亦た教祖の徳風に化せられて、黒紋附の羽織の儘、野菜

を擔ぎて町に賣り、薪を山に求むるなど、母子相共に勤勞して迫り來る窮乏の敵と戦へるが、教祖六十歳に達したる冬、世は正月の準備とて各戸舉りて餅搗に忙しげなるも、教祖の許には一合の餅米無く、元旦に粟の粥すら啜り得ざる窮地に際し、圖らずも平生神の道に辿り來る一信者が八合の餅米を得たりとて、其の半分を教祖に贈りたれば、漸やく正月の祝膳を調へるを得たりといふ、是れ天理教の信者が、教祖の徳に酬ゆべく物品を捧たる濫觴にして、其の信者は、現代天理教の今日あるを致したる同教の元勳とも

云ふべき故大教正飯降伊藏其の人なりき

○第七 時世の壓迫

孔子も時を得ざれば野人に蔑まれ、釋迦の智尙は且つ提婆の壓伏を免がれず、基督蓋世の聖徳を以て尙ほ十字架上刑餘の罪人に擬せらる、蓋し人を益し世を進めんには、反撥動搖の之れに伴ふこと、古來史籍の示す所、是れ人の及ばざるに非ずして、時世の罪亦た已むを得ざるなり、教祖美岐子天理の大道を感得し、衆庶を導きいて俱に神隨の樂域に遊ばんことを希ひ、幾多の家累、傍人の誹謗を物ともせず、人情忍ぶべからざるを忍び、堪ゆ

べからざるを堪へて、専心弘道布教に努めたれば、穢言漸やく俚耳に入り、道を尋ねて歸向する者踵を接するに至り、明治七年三月、始めて信徒の合力にて、中山家殘存の土藏二棟ありしを毀ち、此の地に形ばかりの勤行場を設けたり、是れ現在の神靈を祀れる所謂天理教開基の地にして、其の建築の陋屋鹿扑なるは、會々以て天理教の華を衒はず實を尙ぶを知らんと共に、同教信徒の如何に眞摯熱誠なりしかを想はしむ、而して當年已に此の大成を爲したる信徒の魁なる者は、飯降伊藏、仲田儀三郎、松尾市兵衛、辻

忠作等三十余名にして、各々財寶の底を叩き、釀出六十餘金を以て、此の建築の竣工を告げたるなり。

是より先き信徒の觀念未だ堅からず、且に教祖を訪ひて天理の道を聞き、夕に教義を誹謗して美岐子を罵倒する頑迷不靈の輩少なからざりし慶應二年の夏の頃、京都醍醐院の末派にて、大和小泉村に不動院と云ふ眞言宗あり、住職は即ち修験者の山伏なれば、美岐子が天理の道を説きて、信者門に聚ると聞き、捨て置いては我宗門衰運の基なりと、無謀にも多數の徒弟を引連れ、山伏一流の頭巾篠懸

、腰に三尺の太刀を佩き、三島村の中山家に出で來りて曰ふ、汝老婆の身として神の化身などと誑り、世人を惑すは不埒なり、今より神を棄て教道を廢せずんば、佛神に代りて誅罪を加ふべしと、太刀の柄に手を懸け、満面朱を濺ぎて威嚇せり、居合したる信者は山伏の怒號に恐怖し一言の理非を述るものなく、室隅に萎縮し手に汗を握る計りなるを、教祖は徐かに座を正し、莞爾笑を湛へて答へて曰ふ、我聞く、上等の人は人を殺すに筆を以てし、中の人は人を殺すに口を以てし、下の人は人を殺すに磐石を以てすと、

御身若し大聖釋迦の流れを汲まば、何ぞ劔鐵の力を借らず、口舌筆端の利器を用ひざる、刀劔は能く人を殺すとも、天理大道の聲を研るべからず、宗義に由つて敵と思はば、須からく心を丹田に沈めて語る所あれど、怯ず隠せず詰りたれば、流石の不動院も其の理の當然なるに悟る所あり、氣を轉じて言葉を和らげ、さらば教義の爲め向來お互ひに勉む所あるべしと、不禮を謝して歸り去れり。

注目を惹くと滋くなり、美岐子が一舉一動は陋劣なる神官僧侶の猜疑心を増長せしめ、種々の讒訴は當時の司廳たる奈良縣廳に櫛の齒を挽くが如く提出されぬ。時は明治八年八月廿六日、奈良縣廳より教祖美岐子及び息子秀司に對し、尋問の筋有之縣廳へ出頭すべし、との召喚狀來れり、但し當時既に天理教會の名稱を附し秀司は其の會長として、信者の數日に追ひて加はらんとする折なりと、然るに會長秀司は折柄病痾に罹り居たれば信徒の辻忠作代人となり、教祖美岐子は長女政子を伴ひ縣廳に出頭されぬ、縣の吏員

甚だ剛頑にして、尋問の言辭頗る横暴なりしかば、教祖は到底辯明するの無益なるを察し黙然として一言の答ふる所なし、辻忠作は吏員の権幕の荒きを見て、衷心憂憤に堪へず私かに教祖の袖を引きて、辯疎の陳述を爲さんとを勸む、されど教祖は眼を瞑じて、唯神の命する所に任せよと諭し、端然自若口を噤んで他事を言はず、縣吏其の態度の動すべからざるを見て、施す術を知らず、遂に教祖を三日間の拘留處分に附し、何等領要を得ずして放還さる、是れ天理教に對する官廳壓制の發端にして、翌九年再び縣廳の喚

問を受けるに至る、此の時は教祖を始め熱心なる信徒中田儀三郎、辻忠作、松尾市兵衛、佐藤某の五名出頭せしに、社寺係稻尾某なるが擔任にて、天理教徒の唱導する教義に就き峻嚴なる詰問を試みたり、教祖即ち對へて曰ふ、天理の道は廣大なり、道廣ければ貴人も通り富者も通る、庶民百姓乃至乞食の徒と雖も亦た通行するに防げなし、百姓乞食の通行するを以て貴人富者の防げなりといふは、世界の公道に非ざるなり、然かも天理教は先づ尤も卑族なる者に安心の道を教へるを以て今日の急務とせるなれば、或は貴人

富者の便利にならぬかも知れず、并は漸を以て世界一列に益せんのみと、詢々偲々答辯せしかば、稻尾社寺係も強て答へべき廉を認めずとて教祖始め一同を退廳せしめたり、然るに天理教を信するの徒日を追ひ益々増加するより、偏狹なる當時の神道家は自家の衰頹に越かんとを憂ひ種々なる讒訴を其筋に提出せしかば、當時の社寺監督所たりし奈良中教院に亦も教祖は召喚され、自今天理教と稱せず布留神社を信奉せよと嚴達し且つ其の誓文をさへ徴されぬされど、信者の信念愈ま固くして強制的なる官廳の退抑何等の

効なく、明治十六年の五月には信者の寄進に依つて教祖の居室を新築するあり、會々其の年の夏天早りて、稻田龜裂し村民の憂愁一方ならず、教祖俱に憂い齊戒沐浴百姓の爲め身を挺して神に雨を祈りたるに、至誠天に通じたるか、俄かに黒雲空を掩ひ豪雨忽ち來りて、將に枯死せんとする稻は復活せしめたるより、百姓の欣び譬ふるに物なく、是れ皆な教祖の盛徳なりとて、三島の勤行所に參籠し神樂歌を誦し合へる所へ、丹波市警察分署の警吏數名出張し來り、雨乞など神に託し庶民を惑すの罪許すべからずと、現

場にて教祖及び信徒の重なる者を珠數繋ぎとして櫟の本警察署に押送し、教祖は拘留信徒は科料の處分に附したり。斯くの如く當時施治者の壓迫甚だしきも、教祖は更らに屈伏するなく、益々道の弘布に奮進せしかば、明治十八年東京神道本局は特に内海、古川の二名を派して、所謂天理教の教義に就き取調ぶる所あり、然して其の調査の結果は決して世を害し人を毒するものにあらざることを認め、更らに天理教を神道本局に隸屬せしめ、公に布教傳道せしむべく内務省に稟請して其の許可を與へたり、神道直轄天理

教會の稱此の時に創る、然れ共所轄警察署の干渉壓迫は依然として手を緩めず、或は烈寒骨に徹する候に於て、老齡九十に近き教祖を拉し、名を發狂者に假りて頭上より冷水を浴せ、瀉列血も凍らんとする寒夜に木の葉に均しき夜具一着を與ゆる計り、火の氣絶へたる留置所に數日の拘禁を爲すなど、明治八年始めて天理教徒の神樂歌唱和せし以來、教祖美岐子は其の逝去の前年に至る迄、拘留監禁の刑に處せらるると前後通じて二十餘回、然して天理の布教に熱誠なりし教祖は、會々時世の壓迫に遇ふて益々奮興し、終に

今日の果を結ぶに至れるなり、蓋し是れ常人の爲し能はざる所なるべし。

○第八 教祖の逝去

教祖美岐子、神人交通の靈徳を感享してより五十年間、幾多の毀譽褒貶は松吹く風と聽流し、雨に浴し風に梳りて専念天理神教の普及に努め、其漸やく世人の信仰を博むるに至るや、身は嫉視迫害の照點となり、通常の人ならば老癯杖に倚らずんば起つ能はざる高齡に及びて、鐵窓圍圖の囚人たると一再に止まらず、而かも鐵鎖壯者を凌ぎ、一難來る毎に元氣愈上加はり、老若の別教祖に見るべから

ざりしが、天業に此の女傑の任務の完了を知りしか、明治十九年陰歷十二月八日微恙を覺へしめ、越へて二十年一月廿六日最とも安けく永き眠りに入りたりき。教祖不豫なりし四十九日間は信徒の憂愁一方ならず、或は是れ信者の邪念憎は掃へざるありて神の怒に觸れたるならむと想ひ、信者各々臥床の裙に侍して、其の到らざる所の示教を仰ぐや切なり、此の時教祖の遺したる言辭は、天理教徒の神韻として尊重傳唱する所なるが、就中逝去の前一日、即ち二十年一月廿五日の夜、信徒を我臥室に呼び集め、儀容正然殆

んと病痾の人たらざる態度を以つて諭して曰く、今や準備整ひ時機到來せり、汝信徒等は宜しく陰氣の心を去つて此の道の弘通に勉めよ、目前の小事に顧慮する勿れ後に不滅無盡の神座するを、勵聲一番其の餘韻未だ信徒の耳朵を離れざる翌朝の十時、晏然として簀を易へたり、享歳實に九十、信徒等始めて前宵來の諭告は永訣の辭なりしを覺り、即ち陰氣の心を去つて弘道に勵むべき誠めを服膺し、敢て哀惜の妄念を持たず、遺骸を三島村の墓地に葬りたるが、後五年を経て現在天理教會本部の北方豊田山に地を相し、

新に覇所を起して改葬せり、諡を『真道彌廣言知女命』と稱す。
 教祖美岐子中山家に嫁して、秀司、政子、安子、春子、常子、小寒子の一男五女を生む、男秀司は幼名善右衛門と稱し、常に教祖に附侍して俱に艱難の苦を嘗め、創めて天理教會に會長の職に就く、長女政子、二女安子、四女常子及び五女小寒子は孰れも不遇の裡に亡せられ、三女春子は標本なる桐本家に嫁して、龜吉、松次郎、たけ子、ひさ子、眞之丞、檜次郎の四男二女を擧げたり、然して其の三男に生れたる眞之丞は中山家に嗣子とな

りて名を新次郎と改めぬ、是れ現代天理教の管長たる中山新次郎其の人にして、徳望雷に四百萬の信徒に瞻仰されゐるのみならず、近代に於ける宗教家の長者として、衆庶の尊信を双肩に荷ひつゝあり

○第九 天理教獨立認可

氣軸は循環して旭光東天に冲る時あり、教祖美岐子野人の群に生長し、創めて天理の道を發倡するや、庶民は目して痴と稱し、司人は狂者狡奴と見做し、邪教淫祀辟視されて、殆んど社會の害物に數へられしも、氣運茲に循り來り、文化日に新なる明治四十一年十一月廿七日、時の

内務大臣男爵平田東助天理教を認めて、濟世民福の公道を爲し、從來賦屬せしめたる神道本局の權柄を解き、與ふるに帝國の一宗教たる權能を以てす、蓋し是れ教祖美岐子の扶植せし成果なりと雖も、亦た以て現代の會長たりし中山新次郎の功績ならずんばあらず、而かも天理教徒の神道本局を離れて一派獨立の旗幟を建んと欲するや年久しき宿望にして、其の第一次に稟請したるは實に明治三十一年にありき、爾來十年の歲月を経る中、信徒の翹望切なるあり、其間に處して甘言已れを利せんとする狡奴續々として絶へ

ざる也

第十 教義綱領の整正

ざりしも、會長中山新次郎の明敏克く彼等
等を排し、遂に今日の好果を結び得たる
は、教祖發信當時に於ける忍堪にも比す
べき堅忍なりき、然して天理教の獨立認
可は殆んど同教徒をして、咄嗟の感あら
しめたるも要するに教祖五十年間の扶植
と、會長中山新次郎が十年撓まず至誠に
仍て貫き得たる賜物たるに外ならざる也
因に記す、獨立稟請に就ては信徒の苦
衷少なからざるも、就中十年の長月日
、寢食を忘れて盡瘁せる松村吉太郎、
増井庄兵衛、梅谷四郎兵衛、増井伊三
郎、山澤爲藏等の効績亦た没すべから

天理教徒が積年の宿望たりし獨立の認可
と共に元會長たりし中山新次郎に管長補
任の辭令下れり、是に於て管長中山新次
郎は其年十二月十六日(舊十一月廿六日)
部下教導職を召集し、新に内務大臣の認
定を得たる教典、教規を令布せり、是れ
天理教の帝國公教に上れる一斷紀元にし
て、我國宗教史上逸すべからざる要素た
り、今其の教規を左に抄録し、教典を省
くことにせるは、教規に依つて全班を窺知
するに足るを以てなり

天理教々規

第一章 名稱教旨及祭神

- 第一條 本教ハ天理教ト稱ス
- 第二條 本教ノ教旨ハ天理教教典ニ依ル
- 第三條 本教ニ於テハ左ニ列記シタル十柱ノ神靈ヲ奉祀シ之ヲ天理大神ト奉稱ス
 - 國常立尊
 - 豐斟尊
 - 面足尊
 - 伊弉諾尊
 - 大日靈尊
 - 國狹植尊
 - 大苦邊尊
 - 惶根尊
 - 伊弉册尊
 - 月夜見尊

第二章 教廳及教會

- 第四條 天理教教廳ヲ奈良縣大和國山邊郡丹波市町大字三島教會本部内ニ置キ本教ノ教務ヲ總管スル所トス
- 教廳出張所ヲ東京ニ置ク
- 第五條 本教ノ教務ヲ分掌セムル爲ニ各地方ニ教會組合ヲ設置ス
- 第六條 各地方ニ教會ヲ置キ本教ノ禮典並ニ宣教ヲ執行スル所トス
- 第七條 教會ヲ別チテ教會本部及一般教會ノ二種トス

一般教會ヲ分チテ大教會、教會、分教會、支教會、及宣教所トス

第八條 一般教會ニ於テ信徒ノ請求ニ依リ授與スル神鏡並ニ神供ハ教會本部ヨリ之ヲ下附ス

第三章 管長

第九條 管長ハ教祖ノ血統ヲ以テ世襲シ内務大臣ノ認可ヲ經テ就職ス

第十條 管長ハ一切ノ教務ヲ總判ス

第十一條 管長ハ信徒ニ對シ授訓ヲナス

第十二條 管長ハ教師ヲ命免ス

第十三條 管長ハ教廳ノ職員ヲ命免ス

第十四條 管長ハ教會長ヲ命免ス

第十五條 管長ハ教校ノ職員ヲ命免ス

第十六條 管長ハ教師ヲ懲戒ス

第十七條 管長ハ本教ノ有功者ヲ賞譽ス

第十八條 管長ハ規程ヲ制定改正シ内務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ施行ス

第四章 教師

第十九條 教師ノ名稱等級ハ左ノ如シ

大 教 正 一 級

權 大 教 正 二 級

中 教 正 三 級

權 中 教 正 四 級

少 教 正 五 級

權 少 教 正 六 級

大 講 義 七 級

權 大 講 義 八 級

中 講 義 九 級

權 中 講 義 十 級

少 講 義 十 一 級

權 少 講 義 十 二 級

訓 導 十 三 級

權 訓 導 十 四 級

第二十條 管長ハ當然大教正タルモノトス

第二十一條 教師ハ宣教、祭典、葬儀、祈禱、禁厭ヲ執行ス

第二十二條 教師ハ本教内ノ職員ニ補セラル、コトヲ得

第五章 職員

第二十三條 教團ノ職員ハ左ノ如シ

幹事長

幹事

録事

第二十四條 幹事長ハ管長ヲ補佐シ教務ヲ參判ス

第二十五條 幹事長ハ管長闕員若クハ事故アルトキハ内務大臣ノ認可ヲ得テ其職掌ヲ代理ス

第二十六條 幹事ハ各課ノ長ト爲リ事務ヲ整理ス

第二十七條 録事ハ課務ヲ分掌ス

第二十八條 教會本部ノ職員ハ左ノ如シ

本部長

執事

第二十九條 本部長ハ教會本部ノ教務ヲ監理ス

第三十條 本部長ハ執事ヲ命免ス

第三十一條 執事ハ庶務ニ従事ス

第三十二條 一般教會ノ職員ハ左ノ如シ

會長

理事
承事

第三十三條 會長ハ當該教會ノ教務ヲ監理ス

第三十四條 會長ハ理事承事ヲ命免シ之ヲ管長ニ稟申ス

第三十五條 理事ハ會長ヲ補佐シ事務ヲ整理ス

第三十六條 承事ハ事務ヲ分掌ス

第六章 諮問局

第三十七條 教團ニ諮問局ヲ置キ本教ニ功勞アリシ教師又ハ教義ニ精通シ事理ニ明

達セル教師ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十八條 諮問局ハ管長諮問スル所ノ事件ニ對シ意見ヲ具申ス

第七章 宣教

第三十九條 宣教ハ教義ヲ講說シ信徒ヲ化導シテ處世安心ノ要ヲ得シムルヲ旨ト

第四十條 宣教ハ教會ニ於テ執行ス但信徒ノ請求ニ依リ臨時民家ニ於テ執行スル

コトアルヘシ

第八章 祭典

第四十一條 本教ノ大祭ハ毎年春秋二季ニ之ヲ執行シ月次祭ハ毎月之ヲ執行ス

第四十二條 官ノ大祭日祝日ニハ祭典ヲ執行ス

第四十三條 毎年春分秋分ノ二季ニ靈祭ヲ執行ス

第四十四條 毎年六月三十日十二月三十一日ニ大祓ヲ執行ス

第四十五條 前各條ノ祭典ハ教會ニ於テ執行ス

第四十六條 教會本部ニ於テ臨時ノ必要ニ依リ大祭ニ准スヘキ臨時祭典ヲ執行スル

コトアルヘシ

第四十七條 一般教會ニ於テ臨時ノ必要ニ依リ大祭ニ准スヘキ臨時祭典ヲ執行セシ

トスルトキハ管長ニ稟申シテ認可ヲ請フヘシ

第四十八條 大祭月次祭靈祭臨時祭ニハ本教所定ノ神樂ヲ執行ス

神樂ハ前項祭典ノ外執行スルコトヲ得ス

神樂ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ經ヘキモノトス

第九章 服 裝

第四十九條 管長及教師公式ノ服裝ハ祭服ヲ用ウ

第十章 教 校

第五十條 教師ヲ養成スル爲ニ教校ヲ設置ス

教授ニ關スル學則ハ別ニ之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ經ヘキモノトス

天理教教規及規程

一 教 規

一 管長養職規程

一 諮問局規程

一 教師任用分限規程

一 宣教規程

一 教費及會計規程

一 教師懲戒規程

一 褒賞規程

一 管長教師服裝規程

一 教會規程

一 教會組合規程

一 教務監督規程

一 講習會規程

天理教の元勳飯降大教正の傳

天理教の元勳飯降

大教正の傳

天理教の克く今日有るを致せしは、教祖中山美岐子の示現に因ること論を俟たずと雖も、而かも同教の爲め献身的に盡瘁し、教祖逝去の後を承けて愈よ教道の流布に努力し、幾百萬の信徒に活神と敬はれ所謂御本席と仰がれたる飯降大教正の如きは、隨に天理教の元勳たり、今や同教の獨立史を編むに中り途すべからざるは當時の活神たる飯降大教正の効蹟なるを以て、茲に其の略傳を收るとせり。飯降大教正は名を伊藤と稱し天保四巳年

十二月廿八日を以て大和國宇陀郡三本松村大字向淵に生る、幼より木匠を業とせしが家運其の意に任せざりけん其後漆上郡樺本町に移りぬ、二男二女あり、長男政二郎は五歳にして夭死し、二男政甚飯降家の相續者たり、長女芳枝は永尾家に嫁ぎ二女政江は好偶を得づ寡居して神に奉仕せり、飯降教正、資性温良にして信義を重んじ頗る同情に富み陰徳を積みて樂みとし日も亦足らざるの觀あり、道路橋梁など破損して往來危険なる所あれば深夜窮に行きて修繕を加へ通行の便利を圖りしと幾回なるを知らずといへり、其

妻里子も亦温順柔和にして能く良人を助け慈善の行ひ多かりしが今より四十六年前妊娠三ヶ月にして流産し産後の肥立ち悪しく病勢日増しに進み行きて今は醫師も匙を投ぐるに至りしかば飯降教正の心痛いはん方なく妙薬といふ妙薬は悉く之れを侑め、良醫といふ良醫の手を藉りたるも絶えなんとせる玉の緒を繋ぎ留めん術なくぞ見えける。

神の指示とは之れなんめり、庄屋敷の活神天理王命を信すれば如何なる難病も癒せずといふことなしと告げたる者ありければ直ちに庄屋敷に馳せ行きて教祖の教

を仰ぎぬ、教祖莞爾として諭すらく、我れに来るものは救はれん、我れを信するものは活さん、身は神の借り物なり、病の原は心からなり、神を信じて神を頼れ、御身は大工の中の大工、棟梁の中の棟梁なり、今より後は木匠を止めて道を傳へ教を布き人を助くる棟梁となれよ、御身の妻は救はれたり、病は立どころに癒べしと、飯降教正は易々其旨を領して歸り見れば流石難病と聞えたる里子の病も夢の如く全快せり、之れぞ飯降教正が一身を神に捧ぐる動機とはなれるなり、夫れより身も家も神に捧げて専念布教に

從ひ三十年來習ひ覺らし大工の職を捨て日々腰辨當にて本部に詰め、朝な夕な神に祈り教へを説き病ある者の爲めには慰めを興へ貧しき者の爲めには糧を興へ人を助け人を救ふを努とせり、されば多くもあらぬ時への何日まで續かんやうも無く其の日の食物にさへ事を缺ぐこと屢次なりしも身は神よりの借り物なり、神に事ふる我を神の活かし給はぬ事やあるべき水を飲みても死すべきにあらずと堅く心に信じて如何なる苦難も耐へ忍び一意専心、自若として神の教を説けり。時は文久四年飯降本席は各講社等を説き

「勤め場所」即ち參拜所の建築を思ひ立ちたる時不幸にも凶作なりしかば、寄附金も心に任かせず非常の苦境に陥りたるを本席は材木商、瓦商等に説きて代價仕拂の猶豫を請ひ漸やくにして落成を告ぐるを得たり、固より最初の建築とて宏壯なりといふを得ざるも當時にありては村人の驚くばかりなる參拜所の新築を見たるも本席興つて力ありといふべし天理教も今日こそ四百萬の信徒を有し宏壯なる建築物を並べ輪奐の美を盡し居れど其頃は之を信する者少なかりしのみならず、淫祠邪教と蔑まれ社會の迫害甚

だしく罵られ嘲けられたるも意に介せず道の爲め盡し來りしに明治十五年十月法に問はれて累繼の辱しめを受け鐵窓の下に呻吟したりしが利刃は猛火を経て益々鋭しとやら此苦難に堪わしころ神の愛子たる任務は盡さるゝなりと従容として道を説き遂に天理教の今日あるを致せしなり。

本席は天性寡欲淡懐にて其の大工たりし時にも「工事入札等に當り他に競争して私利を圖るが如きこと毫もなかりき、況して道に従ふに至りては身も家も打忘れて神に捧げ居るものから」雪の降る夜は

「か忽ち袋は軽くなり家に歸りて換すれば僅かに三升を餘せるのみなりしといへり、其の寡慾なること斯の如く慈惠を好むこと亦斯の如くなりしなり。本席が教祖に従ひ其の教を受けてより最初の十年間ばかりは信徒も少なく屢次飢渴に迫るが如きことありしかば習ひ覚えし手筈を執りて生活の補ひとなさばやと教祖の許しを仰ぎしこともありたれど『今少しく辛抱せよ』といはるゝに不飢を忍びて道に従ひ教祖と辛酸を共にし明治十五年二月八日を以て標本より三島に移り一意神に仕へたり。長男政二郎フト病に侵され藥石効なく十

寒うこそあれ』とか或年の暮れのこと近所隣りにては家毎に餅搗の音勇ましきに本席は糯米負ふべき金もなく如何にして年や迎へんと人知れず心を悩まし居れるを斯くとも知らぬ頑是なき子供は餅を搗いてと強請つて止まず、千々に心を碎ける折しも本部へ糯米三斗を捧げし者あり、教祖は之れを折半し一斗五升を本席に分與せられたれば本席は嬉し涙に咽び之にて妻子を喜ばせんものと勇みて家に歸る途中豫て本席の性行を知れる乞食共は前後左右を取り圍みて『お助けを……お助けを……』と請ふが儘に頷ち與へしに

一歳にて夭折されたれば本席は悲嘆の涙に咽びつゝ、『死生命あり、我れ徒らに豚兒の死を悲しむものにあらず、されど政二郎は朝夕神の話しを聞きながら世の人に迷はされ胸の汚れを掃ふに遑あらずして逝けり、あな哀れや』と語られぬ。明治二十年正月廿六日教祖昇天されたるに不飯降本席は悲嘆いはん方なく日夜涙に暮れ居られしが二月末日俄かに大熱を發して一時危篤に見えたるより人々大に心配し相集りて神に祈禱を捧げ居たるに本席はガバと越き上り端然として静座し莊重なる言語もて一座の人々に告げて曰く『柴小屋や土手屋にては仕事は出来ぬ

、錦の仕事情が欲しい、存命中に授けをせざりしは残念なり』とて大に泣けり、之れ教祖が温厚なる者を得て神の代理を定めたし、飯降こそ神の宿るべき錦の仕事情なれ、我が存命中に爾く定め置くべかりしにこの意なるが如し、之れより後に教祖眞道彌廣言知女命の代理者として尊崇し活神様として渴仰さるゝに至れり、天理教漸次盛大となり四百萬の信徒を有する今日となりては三島に宏大なる邸宅を構へ壯麗なる庭園を設け物として調はざるものなきに至りても終始當初の艱苦を忍び衣服調度も質素を旨とし朝夕の膳部には梅干を副食物とされたりといふ

、年五十にして初めて書道に志し能書の聞へありしも亦凡人の習ひ得ざる所なるべし、明治四十年三月十三日心地常ならずとて臥床に着き爾來寢室を出でず、時には夢の醒めたる如く筆を執りて未だ説き及ばざる教義の深奥を記す、其の稿枚を重ねて冊をなす、其の遺す所今も同教信徒の金科玉條として紳に書すべき訓言なりといふ、然して臥床に伏すと四ヶ月、明治四十年六月九日午餐靜かに終り其の儘前に身を俯し溢然として逝く、享年實に七十五歳、其の十五日莊嚴なる儀式を以て豊田山なる教祖の墓側に葬れり。

明治四十二年二月五日印刷
明治四十二年二月十日發行

(正價金拾五錢)

著者兼
發行者

奈良市東城戸町十三番地

森 田 五 一

印刷者

奈良市角嶺町十番地

吉 田 金 三 郎

印刷製本所

奈良市角嶺町十番地
兄弟合資

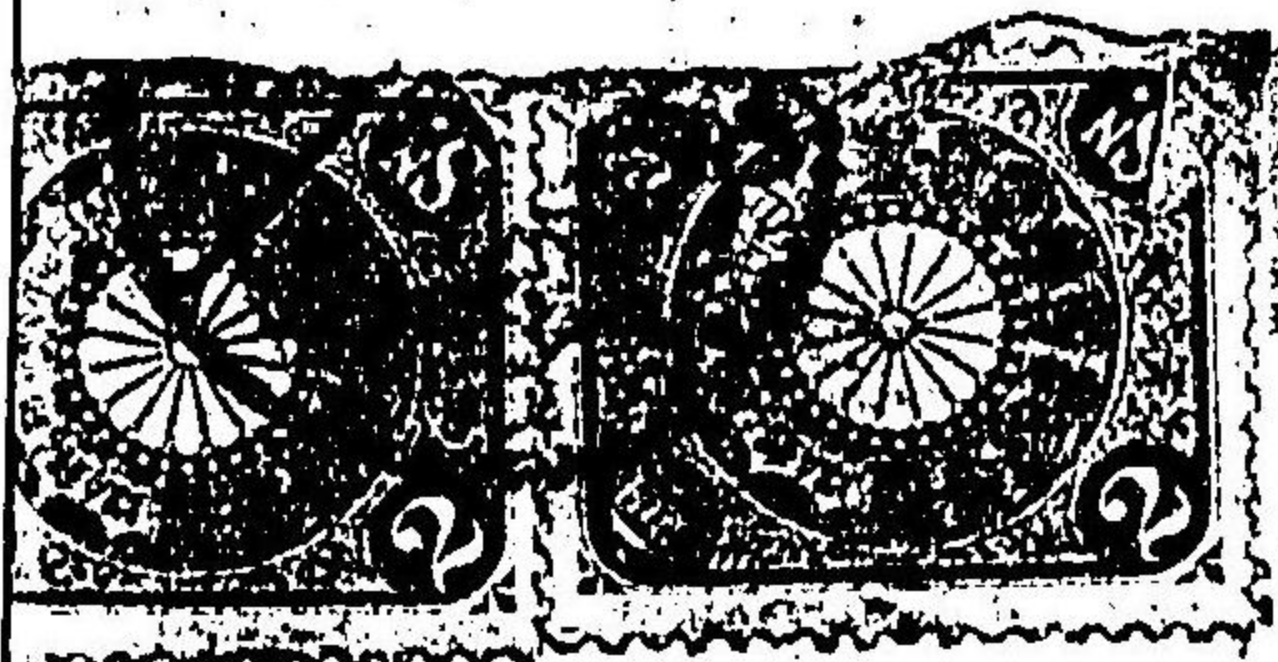
奈 良 活 版 所

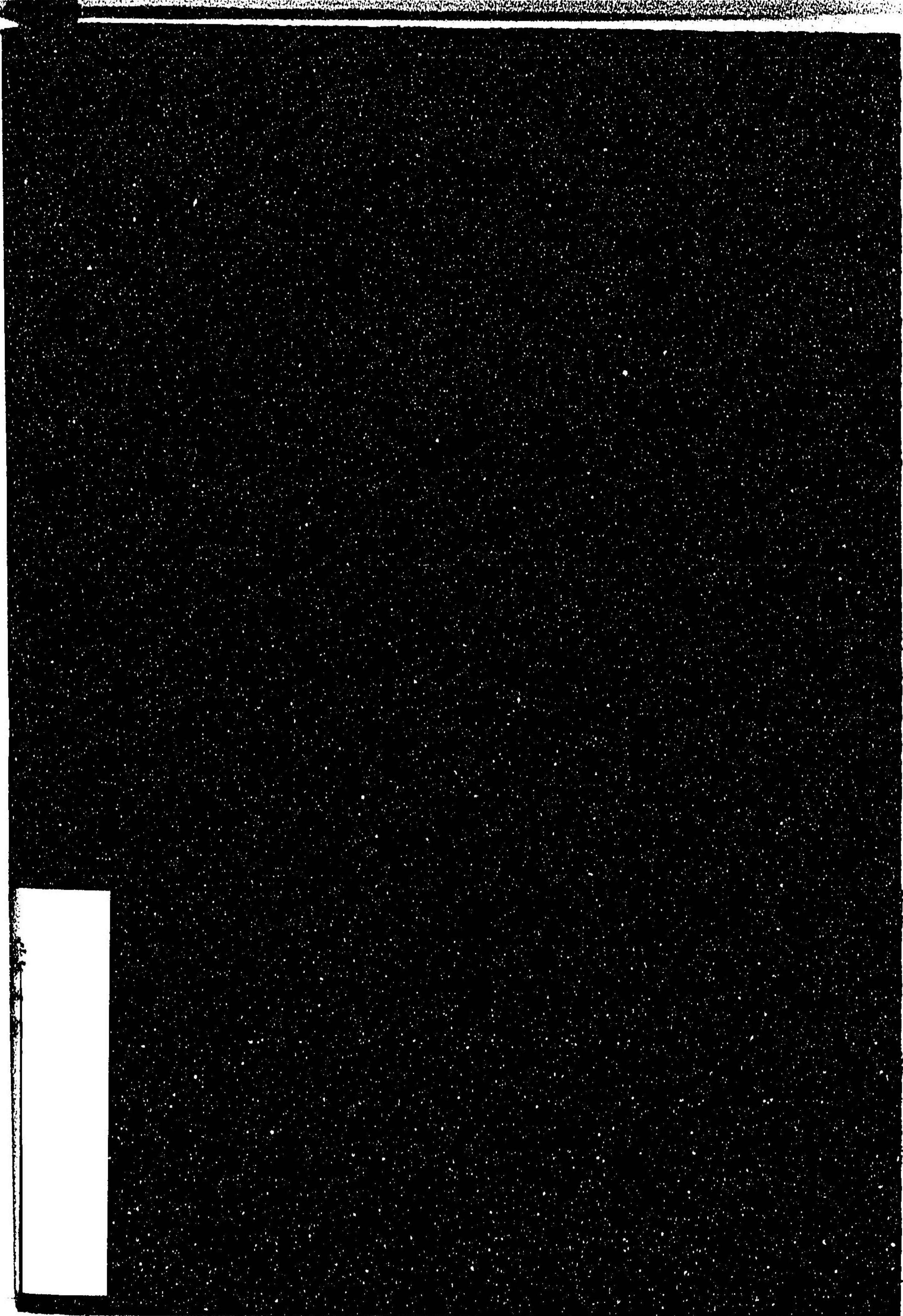
(電話百七番)

發行所

山邊郡丹波市町大字三嶋
天理教教廳前

木 下 眞 進 堂





特45

976

天理教獨立史

国立国会図書館

014451-000-5

特45-976

天理教獨立史 上卷

森田 五一(六庵) / 編

M42

ABB-0829

